

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第95号

平成25年度における地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センターの病棟トイレ他改修工事に係る実施設計及び工事監理業務委託契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成25年10月25日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 担当部署（問い合わせ先）

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番56号

（TEL (06)6692-1201）

大阪府立急性期・総合医療センター 事務局 施設・保全グループ

2 委託概要等

(1) 委託名称

大阪府立急性期・総合医療センター 病棟トイレ他改修工事に係る実施設計及び工事監理業務委託

(2) 履行場所

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番56号

大阪府立急性期・総合医療センター

(3) 委託概要

①病棟北側トイレ（12箇所）②病棟南側トイレ（2箇所）③病棟個室トイレ（3箇所）④9番外来トイレ（1箇所）⑤病棟地階トイレ（2箇所）⑥本館3階北・南トイレ⑦10番外来前トイレ及び⑧時間外救急前トイレの改修工事に係る実施設計並びに①病棟北側トイレ（10階西・東、11階西）②病棟個室トイレ（3箇所）③9番外来トイレ（1箇所）④病棟地階トイレ（2箇所）及び⑤本館3階北・南トイレの改修工事に係る工事監理業務を実施する。

(4) 契約工期

契約締結日から平成26年3月31日（月）まで

（設計は2段階に分け、Ⅰ．病棟北側トイレの内、10階西・東、11階西及び病棟個室トイレ、9番外来トイレ、病棟地階トイレ及び本館

3階北・南トイレについては、平成 25 年 12 月 15 日に設計及び積算を完了すること。Ⅱ．その他の設計については平成 26 年 3 月 31 日に設計及び積算を完了すること。工事監理は平成 26 年 1 月中旬頃着手予定。工事時期・期間については、施工業者決定時期及び病院運営上の都合により変更される場合あり。）

(5) 入札手続

本入札は、郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により入札参加資格申請書類及び入札書等の提出を行う。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす者であること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者。（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以

下「旧法」という。) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格の再認定を受けた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 大阪府の区域内に事業所を有する者で、府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) この公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。また、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(7) 建築設計・監理について、平成 25 年度の大阪府測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であり、大阪府住宅まちづくり部公共建築室が設定する建築設計業務入札参加資格者区分において、Ⅰ又はⅡであること。

(8) 大阪府において建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の 3 第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者。

(9) 管理技術者として一級建築士を適正に配置できる者。

(10) 平成 15 年度以降に元請として、200 病床以上の病院の新築又は増築・改修工事の実施設計業務の受注実績が 1 件以上あり、引渡しを完了させた者。

(11) 200 病床以上の病院の新築又は増築・改修工事の実施設計業務について、平成 15 年度以降に管理技術者として担当した実績（参加しよう

とする企業における実績に限る)を1件以上有する者を管理技術者として配置できること。(本入札の参加資格確認申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係が確認できる者に限る。)

4 入札説明書等の交付

入札説明書及び入札参加資格確認申請書等を次のとおり交付する。

(1) 交付期間

平成25年10月25日(金)午前9時から同月31日(木)正午まで

(2) 交付方法

大阪府立急性期・総合医療センター(以下「医療センター」という。)のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.gh.opho.jp>

5 入札参加資格確認審査手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下「申請書類」という。)を提出し、医療センターの確認を受けなければならない。

ア 提出期間

平成25年10月25日(金)午前9時から同月31日(木)午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒558-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 事務局 施設・保全グループ

(2) 入札参加資格確認結果通知書返送用封筒を申請書類に同封すること。この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。(切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。)

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成25年11月5日(火)に通知するものとする。

(4) その他

申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

6 設計図書等の交付

- (1) 5 (3)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、仕様書、参考図書、契約書（案）、入札要領、入札心得（以下「設計図書等」という。）を平成25年11月5日（火）より医療センターホームページより交付する。
- (2) 設計図書等は本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

平成25年11月15日（金）午前10時

(2) 場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 本館3階5・6会議室

(3) 郵送等による入札書、委託費内訳書（以下「入札書等」）の受付期間及び提出場所

ア 提出期間

平成25年11月5日（火）から同月13日（水）午後5時までに必着のこと。

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 事務局 施設・保全グループ

- (4) 提出に当たっては、本委託における入札参加資格確認結果通知書（写し可）、入札結果通知書返送用封筒及び当該入札額の根拠とする委託費内訳書を同封すること。又、入札結果通知書返送用封筒には、返送先を明記し、返信切手を貼ること。（切手料金はA4判普通紙1枚と封筒分の重量とする。）

(5) 入札の結果

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「入札結果通知書」を送付する。

(6) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、入札参加者の負担とする。

イ 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる委託費内訳書を提出するものとする。

8 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 本委託の入札は、あらかじめ予定価格及び最低制限価格を公表して行う。

予定価格等は、平成 25 年 10 月 25 日（金）から医療センターのホームページにより公表する。

ホームページURL：<http://www.gh.opho.jp>

(3) 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者の中から医療センターよりあらかじめ選定された入札立会人及び当該入札事務に関係のない医療センター職員を立ち合わせて行う。

(4) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、入札執行に関する発言等は認めない。

9 入札保証金

入札保証金は、契約事務取扱規程第 7 条の規定に該当する場合は免除する。

10 契約保証金

(1) 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

ア 納付期日

契約締結の日

イ 納付場所

大阪市住吉区万代東 3 丁目 1 番56号

大阪府立急性期・総合医療センター 事務局 施設・保全グループ

(2) 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第26条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

11 誓約書の提出の確認

落札者は、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

12 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、医療センターにより入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において3の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定方法

8(2)の予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき価格と同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札者を決定する。このとき、入札立会人が該当していればその者がくじを引き、該当しない場合は当該入札事務に関係のない医療センター職員にくじを引かせて落札者を決定する。

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 契約手続等

(1) 契約書を作成する。

(2) 落札者が医療センターの示した条件に違反した場合は、契約を締結しないことがある。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

1に同じ。

(3) 当該委託に直接関連する他の委託の契約を当該委託の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無